

## 高岡市緊急通報装置設置等業務仕様書

### 1 業務名

高岡市緊急通報装置設置等業務

### 2 業務目的

ひとり暮らし高齢者等に対し、緊急通報装置（以下「通報装置」という。）を貸与し、急病や災害等の緊急時に迅速に対応することができるよう支援するもの。

### 3 業務内容

受託者は、次に掲げる業務を受託するものとする。

- (1) 通報装置の設置、貸与、撤去及び保守
- (2) 通報装置の使用法の指導
- (3) 警備員による緊急時の駆け付け及び現場対応

### 4 受託者の要件

受託者は、次の各号に規定する要件を満たしていなければならない。

- (1) 県内に通報・相談に対応する見守りコールセンター（以下「コールセンター」という。）を有していること。
- (2) 災害等によりコールセンターが業務遂行困難になった場合に、バックアップを行うコールセンター（以下「バックアップセンター」という。）を有していること。
- (3) コールセンターに最低1名以上の正看護師を含むオペレーターを有すること。
- (4) プライバシーマーク（一般財団法人日本情報経済社会推進協会が付与）を認証取得していること。

### 5 通報装置の設置及び撤去

- (1) 受託者は、市から、通報装置の設置又は撤去の依頼があったときは、原則2週間以内に通報装置を設置又は撤去するものとする。
- (2) 受託者は、通報装置を設置したときは、利用者に対し、通報装置の取扱いについて十分に説明するものとする。
- (3) 受託者は、通報装置を設置又は撤去したときは、市に対し、速やかに工事完了の報告をするものとする。

### 6 通報装置の保守・故障対応

- (1) 受託者は、通報装置の故障があったときは、速やかに補修するものとする。

## 7 通報装置の種類

通報装置とは、次に掲げるものとする。

- (1) 主装置（本体） 1台
- (2) 携帯型無線送信機 1台
- (3) 安否確認装置 1台（受信機など関連機器がある場合、まとめて1台とする。）
- (4) 火災警報機 1台

## 8 利用者負担金

利用者は、通報装置の利用に要する費用として、通報装置を設置した月から月額〇〇円（※業者選定後協議して定める）を負担し、受託者は、利用者から当該費用を徴収するものとする。

## 9 通報装置の補充又は修繕に要する費用

利用者の故意又は重大な過失による装置の滅失又は損傷があった場合は、その補充又は修繕に要する費用は、利用者が負担するものとする。ただし、地震、雷、台風等の天災等、利用者及び受託者の責めに帰することができない事由により通報装置が毀損したときは、この限りではない。

## 10 委託料

- (1) 通報装置1台当たりの委託料は、標準装置（受託者所有）1台当たりの貸与に要する費用（月額）に消費税及び地方消費税を上乗せした額から利用者負担金の額を控除した額とする。
- (2) 委託料は、新たに通報装置を設置した場合においては、設置月から支払うものとし、通報装置を撤去した場合においては、撤去月の前月までを支払うものとする。

## 11 その他

本仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者が双方協議のうえ、誠実に実施するものとする。